

国民投票運動と国家公務員の政治的行為の制限の関係

平成24年3月15日

人 事 院

当方からは、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第11条に規定される、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定と現行国家公務員制度における政治的行為の制限との関係についてご説明します。

国の行政に携わる一般職の国家公務員は、その職務遂行に当たっては国民全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を維持し、一部の政党や政治的団体に偏することがないようにすることが求められております。

このため、一般職の国家公務員については、国家公務員法第102条及び人事院規則14-7（政治的行為）により、一定の政治的目的をもってする政治的行為が制限されることとなっています。具体的には、人事院規則で「政治的目的」と「政治的行為」をそれぞれ限定的に列挙した上で、あくまで人事院規則に掲げられる「政治的目的」をもってする「政治的行為」を制限するという形を取っています。

行為制限の基本に置かれる「政治的目的」としては、衆参両院議員の選挙又は地方公共団体の首長・議会の議員の選挙期間中の特定の候補者に対する支持・反対、特定の政党などに対する支持・反対を掲げています。しかしながら、地方公務員法と異なって、「公の投票」における支持・反対などは政治的目的として規定されていません。

したがって、国民投票に際して行う憲法改正に関する支持・反対については、人事院規則で「政治的目的」として掲げられている項目には該当しませんので、国家公務員法が定める政治的行為の制限の対象とはなりません。

このことは、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第11条において、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう」と規定されていることと整合しているものと理解しております。

一方、国民投票運動と称し、実質的に特定政党への支持・反対を目的として、ビラや政党機関紙の配布、署名運動やデモ行為の企画などを行うことは、現行制度上の政治的目的を持つ政治的行為に該当し、制限の対象とされることになるものと考えます。